

Q1 交通誘導の検討フローを定めた趣旨は何か。

A1 平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧に伴い、今後、交通誘導警備員の不足が懸念される場合の対策の一つとして定めたものです。なお、この対策は、公共事業に適用するものであり、平成 33 年 3 月未までの期間限定であることに留意してください。

Q2 交通誘導の検討フローは、どのように決めたものか。

A2 広島県交通誘導員対策協議会を設置し、交通誘導警備業務を行うものの資格要件を定めました。構成員は、国土交通省中国地方整備局、広島県、広島県警察本部、広島市、広島県建設業協会連合会、一般社団法人広島県建設工業協会、一般社団法人広島県警備業協会、広島県警備業協同組合です。

Q3 自家警備という言葉は初めて聞いたが、これは何か。

A3 他人の需要によって交通誘導警備業務を行うものではなく、自己の需要に応じて当該工事受注者（下請業者が主体となって施工する部分は下請業者）の社員が交通誘導警備業務を行うことをいいます。

Q4 他人の需要と自己の需要とはどういう意味か。

A4 工事に例えると、元請 A 社から工事の一部を下請 B 社に請け負わせた場合は、B 社にとっては他人の需要に応じたこととなります。下請 B 社に請け負わせた部分の工事を一部元請 A 社が施工する場合も、A 社にとっては他人の需要に応じたこととなります。A 社が自社施工する場合又は下請 B 社に付された部分の工事を下請 B 社が施工する場合は、自己の需要に応じたこととなります。他人の需要と自己の需要の判断は、会社単位とします。

Q5 受注者の社員は、交通誘導警備業務を行うことが出来るということか。

A5 原則として、交通誘導警備業務にあたっては土木工事共通仕様書に記載してある資格要件を満たすものを配置することとするが、交通誘導警備員が不足するなどやむを得ない場合においては、自家警備による交通誘導警備業務を可能とするものであり、自家警備を奨励する趣旨でないことに十分留意してください。

（土木工事共通仕様書 抜粋）

受注者は、交通誘導にあたっては、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

なお、公安委員会が認める交通誘導警備業務の指定路線区間内及び自動車専用道路において交通誘導警備業務を行う場合は、1 名以上の交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）を配置すること。

Q6 交通誘導警備員を確保するため、5 社の警備会社に照会することとしているが、なぜ 5 社なのか。

A6 交通誘導警備員がひっ迫している状況の妥当性を確認するためです。

Q7 交通誘導警備員の確保について、5社の警備会社に照会した場合、すぐに理由書を作成しなければならないのか。

A7 5社の警備会社に照会した結果、交通誘導警備員が確保できなければ、次に工事用信号機の使用について検討を行うので、すぐに理由書を作成する必要はありません。

Q8 警備会社へ照会した結果は、いつまで有効か。

A8 工事の施工時期によっては、交通誘導警備員が確保できる可能性があるため、工事を受注するごとに必ず照会し、記録を残してください。

Q9 交通誘導の検討フローで工事用信号機による誘導の判断の目安が記載されているが、これを満たせば道路上での工事用信号機の使用が認められるという解釈でよいか。

A9 判断の目安は参考ですので、これを満たせば直ちに道路使用許可が受けられるわけではありません。道路使用にあたっては、工事を行う場所を管轄する警察署長の許可が必要ですので、個別に申請手続きを行ってください。

Q10 指定路線であれば自家警備は出来ないのか。

A10 出来ません。交通誘導に関するフロー図を参考にしてください。

Q11 自家警備の判断の目安とは、どういう解釈をすればよいのか。

A11 自家警備の場合、交通量が多い場所や複雑な連携を要する場所は、円滑な道路交通と安全性が確保できない恐れがありますので、例えば安全講習会を受講したものであっても自家警備はしないでください。

Q12 自家警備の理由書の聞取りした警備会社が5社未満とは、どのような場合か。

A12 中山間地域など現場で対応できる警備会社が少ない場合です。交通誘導警備員がひっ迫している状況の妥当性を確認するために5社としておりますので、規定数の聞取りを行ってください。

Q13 自家警備の理由書の提示金額（1人・日あたりの金額(諸経費込)）の記載について、どのようなことに気を付ければよいか。

A13 建設会社と警備会社の取引価格を記載してください。

なお、統一基本単価表【労務単価】に記載の労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、警備会社に必要な諸経費等は、含まれておりません。予定価格の算出においては、警備会社に必要な諸経費を含めて積算していますので、留意してください。提示金額は、建設会社と警備会社の民間の取引に関する事なので、発注者が提示金額について意見をすることはありません。

Q14 工期初めに警備会社5社に照会し、自家警備をすることとなったが、工期末まで自家警備は可能か。

A14 交通誘導警備員のひっ迫状況について情報収集し、工期途中で交通誘導警備員が確保できれば適切に配置してください。

Q15 安全講習会に関して、問い合わせ先はどこになるか。

A15 一般社団法人広島県建設工業協会（Tel:082-511-1430）、広島県建設業協会連合会（Tel:082-223-4230）に問い合わせてください。

安全講習会の詳細について、次のHPも参考にしてください。

<http://hirokenkyo.or.jp/>

Q16 安全講習会の受講は、建設業関連団体の会員でないと受講できないか。講習会の概要を教えてください。

A16 建設業関連団体の会員以外でも受講は可能です。講習会は、6時間程度の座学と実技を想定しています。詳細は、上記建設業関連団体に問い合わせてください。

Q17 自家警備を行う場合は、交通誘導が必要な時だけ配置すればよいのか。

A17 道路使用許可を受けた人員配置で交通誘導を行ってください。自家警備従事者は、運転手から認識できるよう反射ベストや腕章等を装着し、契約図書に基づいて適切な交通誘導を行ってください。

Q18 安全講習会の受講証は、会社に保管しておけばよいのか。

A18 工事現場において、自家警備従事者と安全講習会の受講したものが同一人物であるか受講証によって確認を行う場合があるので、工事現場に備えてください。

Q19 自家警備を行う場合は、A社が施工中の場合は、A社が交通誘導を行い、B社が施工する場合には、B社が交通誘導警備業務を行うというのは現実難しいので、全てA社に交通誘導を行ってもらいたいが問題があるか。

A19 B社施工中にA社が交通誘導警備業務を行う場合は、労働者派遣法違反に該当する可能性があります。どの社が交通誘導を行っているのか、識別できるよう反射ベストや腕章、ヘルメット等を工夫してください。

Q20 安全管理を行う元請A社の自己の需要と考えると、常に元請A社の社員が交通誘導警備業務に従事してもよいのか。

A20 別図2にあるとおり、現場で下請B社が施工するときは、下請B社の社員が交通誘導警備業務を行ってください。例え元請A社が安全管理を行っていても、下請B社の施工中に元請A社の社員が交通誘導警備業務に従事することは出来ません。

Q21 自家警備を行った場合は、交通誘導警備員Bの単価から普通作業員の労務単価へ変更してもらえるのか。

A21 業務内容は、交通誘導警備業務なので労務単価の設計変更は行いません。

Q22 国土交通省の通知「交通誘導員の円滑な確保について」によれば、自家警備は可能なはずではないのか。

A22 国土交通省の「交通誘導員の円滑な確保について（補足）」により、「交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例の一つとして挙げている「受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することが出来ない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しているところである。いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導業務を含む建設工事の安全が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行われたい。」とあり、自家警備は可能であるとの記載の趣旨については、「協議会等において条件整理を検討する際、解釈に疑義が生じないよう確認的に示したものであり、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに十分留意されたい。」と示されています。

国土交通省の通知は、自家警備を奨励するものではないこと、また、広島市は、交通誘導にあたっては警備会社の交通誘導警備員を配置することとしており、自家警備の配置要件等について定めておりませんでした。平成30年7月の豪雨災害の復旧に伴い交通誘導警備員の不足が懸念されることから、本通知及び補足の趣旨を踏まえ、交通誘導員対策協議会を設置し、交通誘導警備員の確保が困難となった場合は、やむをえず自家警備を行えることとし、配置要件等を定めました。